



介護保険サービスは必要な高齢者にとどいているのか：措置制度・介護保険制度導入期、そして10年後を俯瞰して

著者	松田 智行
内容記述	この博士論文は内容の要約のみの公開（または一部非公開）になっています
学位授与大学	筑波大学 (University of Tsukuba)
学位授与年度	2013
報告番号	12102甲第6713号
URL	http://hdl.handle.net/2241/00146949

介護保険サービスは必要な高齢者にとどいているのか
—措置制度・介護保険制度導入期、そして10年後を俯瞰して—

筑波大学大学院人間総合科学研究科
ヒューマン・ケア科学専攻
松田智行

目的：

わが国では、2000年4月に公的介護保険制度を導入し、従来の高齢者介護を全国的レベルで大転換をした。しかし、この大転換により、直前まで在宅サービス利用していた者が、介護保険サービスの利用を続けたのかは検証されていない。また、導入から10年以上が経過し、依然として介護保険サービスの利用に至っていない者が存在するが、その実態について明らかになっていない。

そこで、第1研究では、介護保険制度導入前後のパネルデータを使用し、介護保険制度導入以前に在宅サービスを利用していた者（旧サービス利用者）が、介護保険制度導入後の介護保険サービスの利用の各手続きに関連する個人の特性を明らかにする。第2研究では、つくば市在住の要介護認定者を対象とした調査データを用いて、介護保険サービスの利用に対する個人属性と介護に関する情報と相談状況との関係を明らかにする。

そして、この2つの研究を通じて、世界の先例であるわが国の介護保険制度を検証し、介護の必要な人が介護保険サービスを利用できるようにわが国の制度のさらなる向上、そして後に続く国への示唆となる事を目指したい。

対象と方法：

1.第1研究

日本大学総合学術情報センターの「健康と生活に関する調査」のパネルデータのうち、導入前調査（1999年11月と2000年3月）と導入後調査（2001年11月と12月）を用いた。両調査に回答した3992名のうち、65歳以上の旧サービス利用者416名を分析対象とした。

介護保険サービス利用の各手続きのうち、要支援・要介護認定の申請（以下、申請）、要支援・要介護の認定（以下、要介護等認定）、介護保険サービス事業者との介護保険サービス利用の契約（以下、契約）の3つを従属変数とした。独立変数は、個人属性と旧サービス利用状況とし、申請の有無との関連は、ロジスティック回帰分析を用いた。

2.第2研究

本研究は、茨城県つくば市における65歳以上の要支援・要介護認定者を対象とした質問紙調査のデータを用いた。本調査は、平成23年2月1日から14日まで実施され、1400名

に配布し、685名から回答を得(回答率 48.9%)、603名を有効回答とした。分析対象者 569名(有効回答者 603名のうち、入院中の12名と要介護状態区分が未記入であった者 22名を除外した)のうち、介護サービス未利用者は126名(21.8%)であった。そのうち、介護保険サービス利用割合が、5%以下であった要介護4および5を除き、給付目的の違いにより、要支援レベル(要支援群 188名)と要介護1から3レベル(要介護群 304名)に層別化し分析を行った。従属変数は、介護保険サービスの利用の有無とした。また、独立変数は、個人属性と介護に関する情報と相談状況とした。

結果：

1.第1研究

介護保険制度導入後、介護保険サービスを利用していた者は133名(32.0%)であった。介護保険サービス利用の各手続きでは、旧サービス利用者の45.5%が申請をし、このうち85.7%が要介護等認定を受けていた。さらに、要介護等認定を受けた者の88.7%が契約を行っていた。また、申請ありと有意に正の関連をしていたのは、等価所得が125万円未満(OR:95%CI 2.72:1.30-5.69)、ショートステイ利用あり(3.29:1.16-9.35)、疾患あり(8.34:1.86-37.46)、手段的日常生活活動(Instrumental Activities of Daily Living: IADL)非自立レベル(11.21:5.22-24.07)であった。一方、有意な負の関連があったのは、機能訓練事業利用あり(0.38:0.17-0.82)であった。

2.第2研究

要支援群のうち、介護保険サービス未利用者は、72名(38.3%)であり、介護保険サービス未利用との関連要因は、同居者あり(OR:95%CI 3.04:1.05-8.79)、介護保険等の情報入手ができていない(3.88:1.74-8.68)、定期的な医師の診察を受けていない(12.31:1.21-125.21)であった。要介護群のうち、介護保険サービス未利用者は51名(16.8%)であり、介護保険サービス未利用との関連要因は、相談窓口の充実度していない(3.39:1.50-7.65)であった。

情報入手先と介護サービスの未利用との関係は、要支援群では、市の広報紙(42名, 43.3%)と回覧板(23名, 46.9%)で未利用者が多かった。また、要介護群では、回覧板(18名, 25.7%)で未利用者が多かった。

介護の必要性の有無と介護保険サービス未利用の理由との関係は、要支援群では、介護の必要がある者は52名であり、利用しない理由は、「家族介護で何とかやっつけていける」25名(48.1%)、「もしもの時に備えて認定を受けた」15名(28.8%)、「自分で何とかやっつけていける」、「どのようなサービスがあるかわからない」11名(21.2%)であった。また、要介護群では、介護が必要な者は44名であり、利用しない理由は、「家族介護で何とかやっつけていける」24名(54.5%)、「外出するのが大変」が15名(34.1%)であった。

考察：

1.第1研究

旧サービス利用者のうち、介護保険制度導入後も介護保険サービスを利用していた者は、32%に留まっていた。また、申請した者には、疾患を有する者やIADLが自立していない者、所得の低い者がより多かった。このことから、措置制度下では要支援・要介護状態でなかった者が多く含まれていた可能性がある。一方で、低所得者が申請を控えた可能性は低いことが示された。

2.第2研究

介護保険導入から10年が経過し、介護保険サービスの未利用との関連要因として、要支援群では、介護保険等の情報入手困難、定期的な医師の診察を受けていないことであり、要介護群では、相談窓口の充実度の低さであった。両群とも、介護の必要な者においても、家族介護者が介護をするので、介護サービスを利用していないことが理由として挙げられた。一方で、どのような介護サービスがあるかわからないことも理由としてあげられた。

結論：

介護保険制度導入直後、旧サービス利用者のうち日常的に介護が必要な状態の者が介護保険サービスの利用に至り、また、低所得者が申請を控えた可能性は低かった。そのため、介護保険制度導入直後は、介護の必要な者が、引き続き介護保険サービスを利用できた可能性が高い。一方、介護保険制度が導入されてから10年後、介護に関する情報や相談支援が十分に受けられていない者は、介護保険サービスの利用に至らないことが明らかになった。今後は、介護が必要な人に介護保険サービスがとどくように、介護に関する情報提供方法の整備や介護に関する相談支援体制を充実させることが必要である。